

高卒就職情報 WEB 提供サービスの公開範囲について

1 高卒就職情報 WEB 提供サービスの公開範囲の見直しへの対応（案）

以下の内容により、令和 8 年度卒業生の就職活動から適用。

- (1) 高卒就職情報提供サービス（以下「高卒 WEB」という。）が生徒にとって企業分析を行うに当たっての重要なツールであることを踏まえ、高校は、職業選択における生徒の主体性を確保する観点から、生徒にのみ高卒 WEB の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）を付与すること。
- (2) 生徒は、高校から付与された ID 等により家庭等の通信機器を用いて高卒 WEB から求人を選択するに当たり、保護者の助言や理解を得るため、高卒 WEB を保護者と閲覧することができること。
- (3) 生徒は、高校から付与された ID 等を保護者に教えても差し支えないが、保護者以外の第三者に教えてはならないこと。
- (4) 高校は、以下の事項について生徒への指導を徹底すること。
 - ① 高校から付与された ID 等を保護者以外の第三者に教えないこと。
 - ② 高卒 WEB を保護者以外の第三者に閲覧させないこと。
 - ③ 求人者への連絡は、必ず学校を通じて行うこと。
- (5) ハローワークは、保護者の職業理解を促進する観点から、高校からの求めに応じ、高校における面談等の機会を利用して職業情報を提供するなどの取組を通じて、保護者の理解の下で生徒が主体的に応募先を選択できるよう支援に努めること。

2 考え方

- ① 都道府県高等学校就職問題検討会議の検討結果（別紙「1」参照）を踏まえると、42 の都道府県が高卒 WEB の公開を保護者まで認めることに肯定的。
- ② そのうち、29 都道府県は、保護者への公開について学校の裁量により制限を加えることができるようにすべきとの考え方。その主な理由は以下のとおり。
 - ・ トラブル等につながりそうな求人（「不適切な求人」、「悪質な求人」）は、学校の裁量で制限すべき。
 - ・ 保護者が表面的な待遇面などを過度に重視することへの懸念。
 - ・ 学校は生徒や保護者よりも多くの企業情報を入手できる立場にあること。
 - ・ 保護者の過干渉により、生徒の意思が尊重されないおそれ。
 - ・ 保護者が直接企業に接触することによるトラブル増加への懸念。
- ③ 一方、5 都道府県は、保護者への公開について学校の裁量を認めるべきでないとの考え。理由は、高卒 WEB の公開範囲について、学校間、保護者間で差異が

生ずる場合、保護者の理解を得ることが困難と考えられるなど、学校が裁量行使の合理性を十分に説明しきれないことを懸念するもの。

また、保護者への公平な情報提供により、保護者の職業理解が深まり、ひいては生徒の主体的な判断に寄与するとの意見や、家庭の通信機器等により高卒 WEB を閲覧することが可能な現状においては、すでに、生徒を通じて保護者も閲覧できているのが実態との意見もある。

- ④ さらに、高卒 WEB の一般公開については、民間職業紹介事業者による求人情報へのアクセスが可能となり、その支援を受けることで、生徒への支援の充実や教員の負担軽減等が期待されるとの意見があった一方で、民間職業紹介事業者に係る費用負担や営業目的の連絡の増加、生徒の安易な就職先の選択等について懸念する意見が見られ、結論として、一般公開を支持する都道府県検討会議はなかった。
- ⑤ 以上を踏まえ、1 のとおり、
- ・ 職業選択における生徒の主体性確保の観点から、生徒本人に対して ID 等を付与する一方、
 - ・ 保護者の理解と助言を得られるようにするため、生徒は高卒 WEB を保護者と閲覧できることとする。
 - ・ また、生徒を通じて保護者も閲覧が可能であるとの実態等も踏まえ、学校の裁量は特段認めないこととするが、
 - ・ 求人者への連絡は引き続き学校を通じて行うという原則を徹底するとともに、生徒の職業選択における主体性を伸長させるため、保護者への情報提供等に関するハローワークの取組を積極的に活用いただく方向で、結論付けてはどうか。

1 都道府県高等学校就職問題検討会議における検討結果

選択肢	回答数
① 高校生本人にのみ公開（学校の裁量で制限可）	0
② 高校生本人にのみ公開（学校の裁量なし）	0
③ 高校生本人に加え、保護者まで公開（保護者への公開につき、学校の裁量で制限可）	20
④ 高校生本人に加え、保護者まで公開（学校の裁量なし）	2
⑤ 一般公開	0
⑥ その他（※）	25

※「その他：25」の議論の状況

議論の状況	都道府県数
選択肢③が優勢	9
選択肢④が優勢	3
選択肢③・④が優勢 (保護者までが適当としつつ、裁量に係るコメントがなく③④の区分ができない意見が多数)	8
選択肢①・②が優勢 (高校生までが適当としつつ、裁量に係るコメントがなく①②の区分ができない意見が多数)	1
議論が拮抗	4

2 各都道府県高等学校就職問題検討会議が域内で実施したアンケート結果

令和7年7～8月に各都道府県高等学校就職問題検討会議が、議論の参考のために実施したアンケートにおいて、「保護者まで公開」と回答した者のうち約4割（※）が、保護者への公開についての「学校の裁量なし」を支持。

※「保護者まで公開」と回答した者の内訳

- ・企業関係者：「裁量あり」は61.5%、「裁量なし」は38.5%
- ・学校関係者：「裁量あり」は56.7%、「裁量なし」は43.3%

なお、高卒 WEB の公開範囲について「一般公開」と回答したのは、企業関係者では22.1%、学校関係者では9.1%であった。

3 都道府県高等学校就職問題検討会議における一般公開をめぐる議論

(1) 一般公開を支持する主な意見

- ① ハローワークと高校、民間事業者がしっかり連携して、民間職業紹介事業者の支援を導入することで、生徒への就職支援が充実し、高校の就職担当者への負担軽減にもなる。(経済団体側)
- ② 教員の負担軽減の必要があり、学校によっては民間職業紹介事業者との連携は必須。一方、学校を通じての就職活動が十分機能している場合は業者を間に挟む必要がない。(学校側)

(2) 一般公開を不支持とする主な意見

- ① 中小企業にとって民間職業紹介事業者への費用負担は厳しい。(経済団体側)
- ② ミスマッチ防止になるという裏付けはないため、一般公開は慎重であるべき。(経済団体側)
- ③ アンケート結果からも一般公開を希望する声は学校、企業ともに限定的であり、現時点での対応は時期尚早。(経済団体側)
- ④ 一般公開、民間事業者サービスの活用は安易な就職先の選択、様々な情報を直接生徒が目にする事で、結果的に本人の希望とそぐわないところを選択するおそれ。(学校側)
- ⑤ 民間人材サービスについては、営業の電話が頻繁に入り業務に支障を来す、高額な紹介手数料等中小企業にとって負担が大きい、営利目的の過度な介入を招く、との声が多い。(教育委、労働局等)

4 都道府県高等学校就職問題検討会議における学校の裁量をめぐる議論

(1) 「裁量あり」を支持する主な意見

- ① 保護者への全面公開が望ましくない求人もあること
 - ・ トラブル等につながりそうな求人(「不適切な求人」、「悪質な求人」等)は、学校の裁量で制限すべき。(経済団体側)
- ② 保護者への職業教育・キャリア教育が現段階では十分に行えていないこと
 - ・ 保護者自身の就活当時の価値観に基づいた考え方で生徒の意向を方向付けるおそれ(「大手がよい」「この業種はこういうイメージだからこの業種の方がよい」等)があり、保護者の職業意識形成が重要。(経済団体側)
 - ・ 求人数が膨大で、担当教員ですら目を通しきれない中で、保護者が表面的な待遇面等に目が行くおそれ。(学校側)
- ③ 学校側がより多くの情報を有していること
 - ・ 保護者が全ての企業情報に精通している訳ではなく、学校が状況に応じた適切な情報統制を行うため、裁量が必要。(経済団体側)
 - ・ 進路担当の先生は卒業生等を通じ、生徒や保護者と比べ、より多くの企業情報を入手できる立場にあり、裁量が必要。(経済団体側)

④ 保護者の特性に応じた対応が必要な場合もあること

- ・ 複雑な家庭環境の生徒が一定数いることから、学校による裁量は必要。(経済団体側)
- ・ 保護者の過干渉により、生徒の意思が尊重されないおそれ。(学校側)
- ・ 本人の意志に反した過度な保護者のかかわりが懸念される。(学校側)
- ・ 保護者と生徒の関係(虐待のおそれがある等)によっては、公開範囲を制限すべき。(学校側)

⑤ 保護者が直接企業に接触する懸念があること

- ・ 保護者が直接企業に接触することでトラブルが増加するおそれ。(学校側)

(2) 「裁量なし」を支持する主な意見

① 保護者に共有する求人情報に制限をかけるべきではないこと

- ・ 教員の恣意的な運用や合理性がない運用は避けるべき。(経済団体側)
- ・ 学校の裁量を設けず、保護者へ公平に情報を提供することにより、保護者も含めたキャリア教育が期待でき、主体的に生徒が判断することにつながる。(経済団体側)

② 「裁量」の内容を明確にすべきこと

- ・ 「裁量」や「制限」という文言は、受け止める側によって様々に解釈されるほか、誤解を招くおそれがある。(経済団体側)
- ・ 学校の裁量で制限可とするなら、基準を明確にすべき。(経済団体側)

③ 保護者の公開範囲を制限する理由の説明が困難となること

- ・ 裁量で制限すると、学校間・保護者間で取扱いに差が生じ、生徒・保護者の理解を得ることが難しい。(学校側)
- ・ 学校の裁量により公開しない場合に、その理由を説明する材料がないため、裁量なしで実施するしかないのではないか。(学校側)

④ 保護者まで公開するとしても、生徒の主体性が前提となること

- ・ 職業選択の自由の観点から、公開範囲を制限すべきではない。(学校側)
- ・ 多様な進路の中から、生徒本人が最終判断すべき。(教育委、労働局等)

⑤ 現状、生徒を通じて求人情報が保護者にも伝わっているケースがあること

- ・ 現状、高校生に公開された情報は、生徒を通じて保護者にも伝わっている。(学校側)